

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：モルディブ国税関研修施設整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：モルディブ国税関研修施設整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00275

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 6 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モルディブ国税関研修施設整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月 ～ 2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34％を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の6％を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第六課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 6 月 23 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 6 月 24 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 6 月 29 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 7 月 3 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 7 月 16 日 14 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

以下資料につきましては、JICA 無償資金協力部業務第六課から配付しますので、gltm6@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

「モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査」

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/EmiEy5yKS1>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください

（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

- １）プロポーザル・見積書・別見積書
- ２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）
- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不

合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）

「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本事業による定量的効果として指標 の提案 （社会的 なインパクトに関する指標を含む）	第4条（24）
2	本事業に適した自然条件調査の手法 の提案	第4条（4）
3	本事業において活用可能な日本の税関分野 の知見の提案	第4条（12）
4	運営維持管理計画の確認手法及び検討事項	第4条（15）事業の維持管理計画の立案

【２】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（１）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となること
がある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業
として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目
指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果
ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」とい
う。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「補完編（建築分野）」（2025年9月）

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/_icsFiles/afieldfile/2025/09/30/SekkeiSekisanManual\(Construction\)2025.9.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/_icsFiles/afieldfile/2025/09/30/SekkeiSekisanManual(Construction)2025.9.pdf)

☒ 同「機材編」（2025年9月）

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/_icsFiles/afieldfile/2025/09/30/SekkeiSekisanManual\(kizai\)2025.9.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/_icsFiles/afieldfile/2025/09/30/SekkeiSekisanManual(kizai)2025.9.pdf)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/archive_201004.html

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/PMR/index.html

☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

https://www.jica.go.jp/information/publication/brochures/issues/global_agenda.html

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。

- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① 「モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査」（2025 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。
- 日本の税関研修所の概要を把握し、本プロジェクトに活用できる点を検討すること。なお、本調査には官団員として財務省関税局職員が参加予定であり、同団員が助言を得ることが可能である。

（6）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（7）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布、以下、「JICA 環境ガイドライン」）に照らし合わせ、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、環境カテゴリー「C」に分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

（8）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

（9）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

- ☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）³の公共財政・金融システム、及びクラスター事業戦略の税関近代化支援を通じた連結性強化に位

³保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査
- ② WCO 連携 税関リスク管理・事後調査
- ③ 国別研修「税関行政」

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① WCO 連携 税関リスク管理・事後調査

➤ 特に実施中の「WCO 連携 税関リスク管理・事後調査」と本事業での施設整備による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

(11) 相手国関係機関の調整

☒ 本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

事業実施体制を構成する組織に加え、建設・住宅・インフラ省などの関係省庁とも交え、研修施設の建設に必要な、土地や電気、水道、下水処理等にかかる調整を行う。また、導入する機材の選定や所有先に係る関係組織との調整及び事業の進め方について検討を行うこと。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

- ☒ 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- ① 地形測量
- ② 地質調査
- ③ 地盤調査

(5) サイト状況調査

- ☒ 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

- ① 既存施設・機材状況調査
既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等
- ② 設置予定場所状況の調査
設置予定場所の広さ、電力（停電対策含む）等
- ③ 支障物件
建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等
- ④ 地形・地質・地盤測量

(6) 環境社会配慮にかかる調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

本事業により新設される施設・設備、計画地周辺の関連開発計画、及び本事業による建築工事や撤去工事が周辺環境に与える影響等が周辺環境に影響を及ぼす可能性について調査する。また、影響が考えられる場合には、その対策を検討する

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題

やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行い本事業が気候変動緩和策に資するか検証する。また、協力準備調査を通じて、JICA Climate-FIT（適応版）や JICA Biodiversity-FIT 等も参考に、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション／例：海面上昇や高潮等の影響を受けにくい適地の選定（建築物、資機材設置場所）や建物設計など）の検討、裨益人口の推定、また対象事業の生態系インパクトの特定を行った上での対応策検討を実施し、本事業が気候変動（適応策）や生物多様性主流化に資するかについても可能な範囲で検証する。なお、バックデータを含めて推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

気候変動緩和策としての案件形成の実施及び先方政府・実施機関との認識共有を行う（M/M、R/D、M/D 等への明記含む “This project may contribute to climate change mitigation.” 等の記載）。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・税関検査機材（一例として、不正薬物・爆発物の水際対策にかかる検査用機器や、関税率確定のための分析機器等）・労務について、現地調達や第三国調達（税関検査機材に関しては日本企業からの調達）の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価

格、品質等）を調査する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ③ 第三国調達の可能性の検討
- ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

（１２）施設、設備、研修運営、機材計画、及び他ドナーの動向と連携可能性の調査

- 同国の既存研修施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 調査において、モルディブ税関の研修計画（年間研修実施数、研修コース数、実施内容等）の妥当性、実現可能性について確認し、本計画が必要かつ適切な研修施設の規模・仕様・設備になるように努める。
- 研修の運営面では、税関人材育成に係る現状と課題を整理した上、必要な研修環境のあり方を検討する。また、人員配置・業務実施手順、技術レベル、検査用資機材の配置・活用状況、予算、関連法令、規則等）を調査し、これを踏まえ、今回導入する機材を含めた効果的な研修カリキュラムやシラバスの提案や教材作成・TOT 制度に係る施策案を提案する。さらに、それら対策の事業効果を測るための情報を整理する。
- 日本の税関研修所の特色の適用、日本製の検査機材の活用等を積極的に検討し、本計画が日本の税関分野における知見を反映した事業となるように努める。
- マレ島における慢性的な研修施設不足及び施設の有効活用の観点から、モルディブ関税局は他機関への貸出も想定しているため、モルディブ関税局以外の国内機関及び国連機関等による研修施設のニーズを確認する。
- 税関検査機材については、機材を導入した場合の使用方法を説明する作業要領の作成を提案する。作業要領の作成は、１台・１日当たりの平均的な処理能力や人材配置、実施手順などの諸条件を基に行い、準備調査報告書に記載する。
- 上記の検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。
- 他ドナーの動向としてアジア開発銀行（ADB）は、2019 年より輸出入や通関手続きをオンラインで一元化するシステムの開発等を支援する South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC) としてナショナル・シングル・ウィンドウプロジェクトを実施中。また、貿易円滑化や通関手続きの効率性等を目指す SASEC 税関行政改革・近代化プロジェクトを準備中。国連薬物犯罪事務所は、税関職員的能力向上を目的とした研修プログラムや薬物・密輸対策に関する専門研修を実施している。国連貿易開発会議と英国税関歳入庁は連携して、モルディブへの世界貿易機関（WTO）貿易円滑化協定導入のための国家ロードマップの策定を支援予定。また、国連の Counter-Terrorism Compact や世界税関機構（WCO）の SAFE Framework、留

学制度等を通じた人材育成支援等の取り組みがあり、これらの事業との相乗効果も期待できる。これらの開発に係る具体的な内容や連携の可能性について情報収集、確認を行う。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

(14) 施工計画の立案

☒ 以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
 - ② 施工上の留意事項
 - ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
 - ④ 品質管理計画
 - ⑤ 資機材調達計画
 - ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
 - ⑦ 実施工程
 - ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
 - ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
 - ⑩ 施工監理計画
- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(15) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(16) 技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業では整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援を原則として想定していないが、技術支援の計画内容の提案を妨げるものではない。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(17) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(18) 内部照査の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁴（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き、研修実施及び施設運営・維持管理にかかる予算の確保等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(20) 免税情報の収集・整理

☒ 本業務では以下の対応を行う。

⁴ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁵を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２１）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２２）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁶。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２３）想定される事業リスクの検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検

⁵ 無償資金協力事業では免税が原則である。

⁶ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

討する。

- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(24) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(25) 事業概要の本邦企業への説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁷に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会⁸を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(26) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(27) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

⁷ OCAJI 等の関連業界団体を含む

⁸ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

(28) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）⁹も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹⁰ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	

⁹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

¹⁰ Project Monitoring Report (PMR)

協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	
		英語	CD-R	
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	2 部
		英語	CD-R	2 部
		英語	製本	2 部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	
機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	
		英語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	日本語、または 英語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/PMR/index.html

(5) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

(6) 調査データ

- 位置情報¹¹の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額計上
2	地質調査	建設予定敷地内 地表踏査、ボーリング調査、標準貫入 試験、室内岩石／土質試験等	一式	定額計上
3	地盤調査	建設予定敷地内ボーリング調査（深さ15m）2 か所程度 標準貫入試験、室内試験等	一式	定額計上
4	環境社会配慮調査	第4条（6）のとおりに	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒ 本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹¹ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名ティラフシ島（居住人口なし）
- (3) 案件名：税関研修施設整備計画（The Project for the Development of Customs Training Facility）
- (4) 事業の要約：首都マレ近郊のティラフシ島に、モルディブ関税局のための研修施設を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における税関セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

小島嶼国のモルディブ共和国（以下、「モルディブ」という。）では、国民の必需品の多くを輸入に依存しており、年間輸入額は 2019 年が 28.9 億米ドルであるのに対し、2024 年は 36.4 億米ドルと 5 年間で約 26%増加しており（モルディブ中央銀行、2025 年）、港湾や空港の税関における迅速な通関や適正な関税徴収の重要性が増している。

モルディブ関税局（Maldives Customs Service。以下、「MCS」という。）は、国境を跨ぐ人やモノの移動を管理し、輸出入にかかる関税の徴収や水際対策等を行っている。MCS の 5 年戦略計画

（2025-2029）には、人的資本の開発が重点分野の一つに掲げられており、研修等による職員の能力向上に取り組むこととしている。また、同国財務計画省の中期歳入戦略（2024-2028）でも、MCS が重点的に取り組む課題の一つとして人材育成が挙げられている。モルディブ政府は歳入増を目指しており、同国の税収の約 14%を輸入関税が占めることから、MCS が果たす役割は大きい（財務計画省、2024）。

MCS には約 780 名の職員が在籍するが、マレ本部には研修室が 2 部屋しかないため、職員の能力強化に必要な年間約 78 コースの対面研修を実施することが難しく、2024 年は 30 コースのみが実施された。MCS は国際空港拡張に伴い約 300 名の新規採用を進めているほか、ティラフシ島新港の拡張に伴う業務拡大も控えており、更に 200 名の増員の計画を有し、最終的に約 1,300 名規模となる見込み。このため、5 年戦略計画では研修プログラムの見直しや新研修施設の整備等の取り組みが予定されている。

税関研修施設整備計画（以下、「本事業」という。）は、首都マレ近郊のティラフシ島に MCS の研修施設を整備することにより、税関業務遂行に必要な研修実施基盤の構築を図り、もって同国における税関運営能力の向上に貢献するものであり、MCS が掲げる「人的資本の最適化と開発」に貢献するものと位置づけられる。

- (2) 税関セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（F0IP）等の主要外交政策との関連）

本事業は、我が国の「対モルディブ共和国国別開発協力方針」（2020 年 4 月）における重点分野である「ガバナンス能力の強化」、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の「公共財政・金融システム」及びクラスター事業戦略の「税関近代化支援を通じた連結性強化」に合致する。また、本事業は税関職員の能力強化を通じて貿易円滑化を促進する目的を持ち、「自由で開かれたインド太平洋」における「多層的な連結性」の取組の柱に位置付けられるものである。

- (3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行は、2019 年より輸出入や通関手続きをオンラインで一元化するシステムの開発等を支援する South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC) としてナショナル・シングル・ウィンドウプロジェクトを実施中。また、国際貿易円滑化や通関手続きの効率性等を目指す SASEC 税関行政改革・近代化プロジェクトを準備中。国連薬物犯罪事務所は、税関職員の能力向上を目的とした研修プログラムや薬物・密輸対策に関する専門研修を実施している。国連貿易開発会議と英国税関歳入庁は連携して、モルディブへの世界貿易機関（WTO）貿易円滑化協定導入のための国家ロードマップの策定を支援予定。

- (4) 本事業を実施する意義

本事業は研修施設整備を通じて MCS 職員の能力向上に資するものであり、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致する。また、SDGs ゴール 16「平和と公正をすべての人に」及びゴール 17「パートナーシップによる目標達成」に貢献すると考えられる。さらに、小島嶼国のため産業が限定的で経済規模の小さいモルディブにとって、関税収入は重要な財源であり、本事業により税関職員の能力向上のための基盤を整備することは、より適正な関税の徴収、及び国境における通関手続きの効率化を通じた貿易円滑化に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、モルディブ首都近郊のティラフシ島において税関研修施設を整備することにより、MCS の税関運営能力の向上を図り、もって税関近代化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】税関研修施設（研修室、講堂、宿泊室、食堂等）、総床面積約 2,200 m²（3 階建て）

【機材】研修実施に必要なプロジェクターや税関検査機材等（一例として、不正薬物・爆発物の水際対策にかかる検査用機器や、関税率確定のための分析機器等）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理。ソフトコンポーネントとして施設の運営・維持管理に係る技術支援等。

ウ) 調達・施工方法

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

【直接受益者】MCS 職員（約 900 名）、通関士志望者（約 30 名／年）

【最終受益者】約 51.5 万人（モルディブ総人口）

④他の JICA 事業との関係：2024 年度から 3 年間の計画で国別研修「税関行政」を実施中。同事業では MCS 職員を対象に、国際的な税関行政基準や日本の税関行政に関する講義・視察・実習等を通じ MCS 職員の能力向上を図ることで、モルディブの税関行政の強化に資するものであり、本事業との相乗効果が期待できる。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：モルディブ関税局（Maldives Customs Service）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

運営／維持管理体制：MCS が研修コースの策定や実施、予算措置、人員配置及び研修施設の運営・維持管理を担う。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

(5) 横断的事項

①ジェンダー分類：【確認中】☒GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、研修施設利用時の女性のニーズや課題を調査し、研修施設の設計に反映する等、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認・合意するため。

②気候変動・生物多様性：本事業は、研修施設へのソーラーパネル設置等により温室効果ガスを削減する観点から、二酸化炭素の排出量を 2035 年までに 1.52 百万トン（1.52 Mt CO₂）にまで削減するという条件付き目標を掲げる同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものであり、気候変動緩和策に資する可能性があると考えられる。

(6) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2024 年実績値)	目標値 (2033 年) 【事業完成 3 年後】
研修施設を利用する研修コースの年間実施数 (回/年)	30	62
研修施設を利用する研修コースの年間受講者数 (人/年)	1,292	2,386

(2) 定性的効果

- ・研修修了後の税関職員の業務、理解度の向上
- ・研修修了後の税関職員が配属先で実践する技術の質の向上

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア王国無償資金協力「日本・カンボジア人材開発センター開発計画」の事後評価（2009 年）では、協力終了 2 年後の 2007 年には施設の運営に係る活動費用（スタッフ人件費、残業代、通信費、旅費等）が実施機関により十分確保されず、JICA による支援が大半を占めていたと報告されている（その後、2009 年の事後評価実施時点までに徐々に自己資金割合が増加）。本事業の実施機関は、これまでは研修設備の不足等により必要十分な研修が実施できない状況はあったものの、実施可能な範囲の研修については独自予算で継続的に実施してきており、本事業による研修施設整備後は、維持管理費用や運営費用の確保及び人員配置をすることを明言している。協力準備調査において予算状況を含む実施機関の維持管理体制や、研修の継続的な実施に係る運営体制を十分確認し、整備した施設が適切に維持管理され、最大限有効活用されるよう留意する。

以 上

〔別紙資料〕 税関研修施設整備計画 環境社会配慮

〔別添資料〕 税関研修施設整備計画 地図

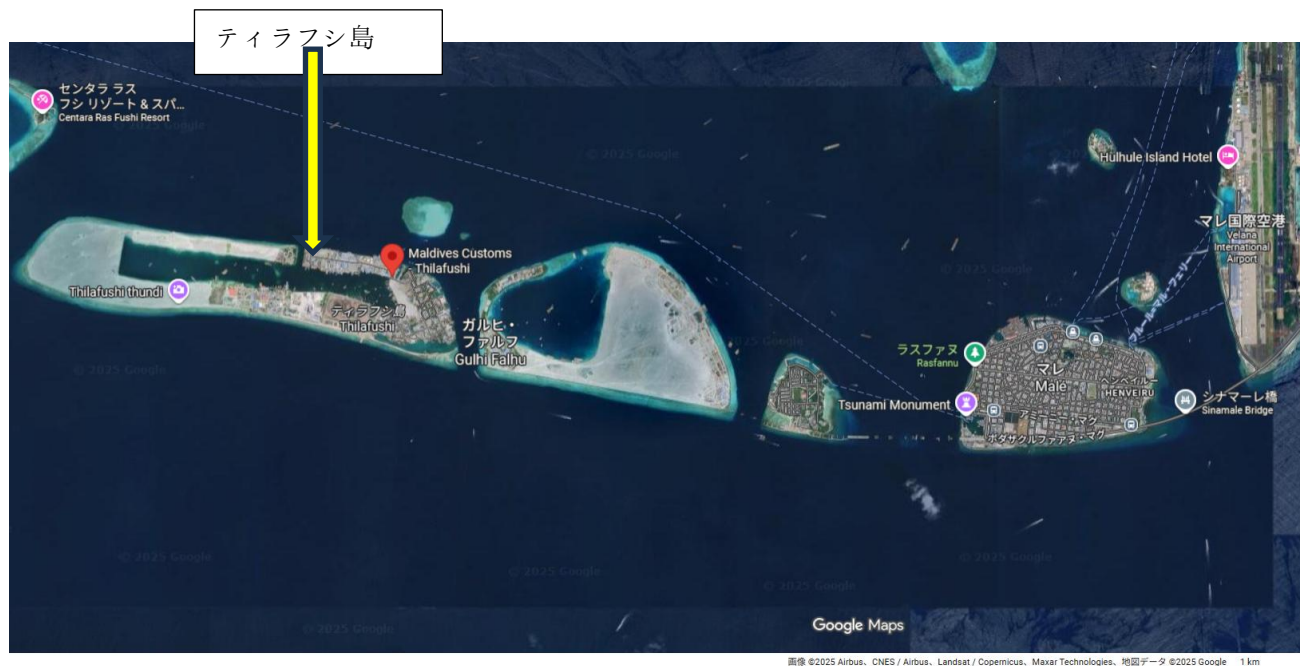
税関研修施設整備計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）
上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

税関研修施設整備計画 地図



出典：Google Maps より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：税関関連施設にかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：モルディブ国及び全途上国
- ② 語学能力：英 語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026 年 8 月中旬より国内事前準備を開始し、2026 年 9 月中旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第 3 条 実施方針及び留意事項を参照のこと。

2027 年 4 月下旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（D0D））を実施する。2027 年 5 月中旬までに概略設計・概要資料、2027 年 9 月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 19.06 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、税関及び施設建設の専門性を持つ従事者を含めること。）

ただし、技術協力プロジェクトの場合は「業務従事者構成の検討に当たっては R/D に記載されている専門家の専門分野に留意すること。」を記載してください。

2) 渡航回数の目途 延べ 11 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形調査
- 地質調査
- 地盤調査
- 環境社会配慮

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- STRATEGIC PLAN 2025-2029
- 税関研修施設イメージ図（MCS 作成、土地面積や予算等の制約を考慮しないもの）
- モルディブ関税局プロポーザル(24 年 9 月) Proposal for the Construction of a Centralized Customs Training Facility
- モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査（別配布資料）

２）公開資料

- なし

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モルディブ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十

分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容

とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

84,641,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(20,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形測量	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	5,000,000 円	自然条件調査費一式	現地再委託
2	地質調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」仕様書	5,000,000 円	自然条件調査費一式	現地再委託
3	地盤調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	5,000,000 円	自然条件調査費一式	現地再委託
4	環境社会配慮調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	5,000,000 円	自然条件調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)